

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

6月24日発行

Vol.456

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

## 専門家会議「新しい生活様式」の実践例

### 買い物



- ・通販も利用する
- ・1人または少人数で空いた時間に
- ・電子決済を利用する
- ・計画を立てて素早く
- ・展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後をあける

### 娯楽、スポーツ等



- ・公園は空いた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとる
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は避ける
- ・歌や応援は距離をとるかオンラインで

### 食事



- ・持ち帰りやデリバリーも利用する
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座る
- ・おしゃべりは控えめに
- ・お酌や回し飲みは避ける

### 公共交通機関の利用



- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避ける
- ・徒歩や自転車も併用する

### 冠婚葬祭や親族行事



- ・多人数での会食は避ける
- ・風邪の症状があるなら参加しない

出典：Yahoo!JAPAN

## 目次

### ●「みなみそうまトピクス」から

- ・市消防団 民報金ばれん授賞式 --- 2

### ●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 9
- 福島県 ----- 14

### ●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類  
「一時立入、検査受診等にもなう  
移動費用の賠償」の発送について  
----- 15

### ●交流ルームひばり通信

- ・お盆のお墓参り!!  
一時帰宅について ----- 15
- ・6月・7月の「ひばり」 ----- 16

6/20 (土)

## 市消防団 民報金ばれん授賞式

市消防団が、福島民報社の「民報金ばれん」を受賞することになり、ゆめはっとで授賞式が行われました。

この賞は、福島民報社が毎年県内一の消防団に贈るもので、市消防団の受賞は合併後初めてとなります。

授賞式は、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保など、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催され、山見重信団長が高橋雅行福島民報社社長から纏(まとい)を受け取りました。

式の終了後、市役所駐車場で市消防団による受賞記念パレードも行われました。



© City of Minamisoma



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [6/19～6/26]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. そうそうこども科学祭2020 [16分]
3. 南相馬市公式動画“Minamisoma 5.0”「ロボットのまち」編 [13分]
4. 「松浦副市長退任式」「常木副市長就任式」 [10分]
5. 南相馬市消防団原町区団 令和2年春季防火パレード [10分]
6. 月間 図書館通信6月号 [6分]
7. リクエストアワーのお知らせ [3分]



みゆーまぐん



## 南相馬市からのお知らせ

### 新しい生活様式（新型コロナウイルス感染症関連情報）

5月20日HP更新

国の新型コロナウイルス感染症専門家会議では、新型コロナウイルス感染予防のため、「新しい生活様式」の実践例が示されました。

#### 一人ひとりの基本的感染対策

##### ■感染防止の3つの基本

1. 身体的距離の確保
2. マスクの着用
3. 手洗い
  - ・人との間隔はできるだけ2m（最低1m空ける）
  - ・遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
  - ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
  - ・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用
  - ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
  - ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）

**注意** 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

##### ■移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

#### 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・咳エチケットの徹底
- ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状があるときは無理せず自宅で療養

次ページへ続きます 

## 日常生活の各場面別の生活様式

## ■ 買い物

- ・通販も利用
- ・一人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画を立てて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

## ■ 娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

## ■ 公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

## ■ 食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿を避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

## ■ 冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務
- ・時差通勤でゆったりと
- ・オフィスはひろびろと
- ・会議はオンライン
- ・名刺交換はオンライン
- ・対面での打ち合わせは換気とマスク

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-23-3680



## 浪江町からののお知らせ

### 浪江町民のADRの和解事例を掲載します【6月18日更新分】

6月18日HP更新

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、ADRセンター）のHPでは、1650件の和解事例が公開されています。

申立ての参考にしていただけるよう、この和解事例のうち、浪江町民が申立人のものをまとめました。（6月18日更新分）

#### 和解事例No.1646

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の平成23年4月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、申立人夫婦それぞれにつき月額3万円（ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。）が賠償された事例。

- 和解金額 5,040,000円 [精神的損害]

#### 和解事例No.1645

避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢機能の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人父の上記障害等のために高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、③申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、それぞれ賠償された事例。

- 和解金額 5,340,000円 [精神的損害]

#### 和解事例No.1644

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例。

- 和解金額 2,550,000円 [精神的損害]

次ページへ続きます

**和解事例No.1641**

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、事故当時1歳の申立人長男及び事故後に出生した申立人二男の世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例。

- 和解金額 2,190,000円 [精神的損害]

**和解事例No.1638**

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料10万円のほか、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円又は月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額（直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円）が賠償された事例。

- 和解金額 3,287,000円 [精神的損害]

**和解事例No.1637**

居住制限区域（浪江町）に実家があり、原発事故当時は青森県内に所在する社員寮に居住していた申立人子が、体調を崩して退職したことから、福島県外に避難中の申立人父母のもとで療養するために申立人父母の借上げ住宅の近くにアパートを借りたことによって生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料について、申立人父母が避難していなければ実家で療養することができた蓋然性が高いこと等を考慮して全額の約41万円が賠償された事例。

- 和解金額 1,343,742円 [精神的損害] [避難費用（生活費増加分等を含む）]

**和解事例No.1635**

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったことを考慮して、平成23年3月分につき月額5万円、同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、別離の解消後も引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例。

- 和解金額 1,480,000円 [精神的損害]

その他の和解事例はADRセンターのHPをご覧ください。

▶ ADRセンターHP【和解仲介の結果の公表について】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/1329134.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm)



**ADR申立てをするには？**

ADR申立てを行うには申立書をADRセンターに提出することが必要です。  
申立書の取得等は以下のページをご覧ください。

▶ 浪江町HP【個人でのADR申立てについて】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html>



ADR申立てについて「よくある質問」を掲載しています。

▶ 浪江町HP【賠償（ADR申立て）よくある質問】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/life/21/65/170/>



問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638

### 町内各地に田園風景が広がっています

浪江町内での水稲の作付は、平成26年に酒田地区で水稲の実証栽培を開始してから、早いもので今年で7年目を迎えます。

これまで、酒田、苅宿、北棚塩、藤橋、立野、北幾世橋の6地区で水稲栽培を実施してきましたが、今年は新たに南棚塩、西台、田尻地区でも作付を開始。昨年の約3倍の面積となる84ヘクタールの水稲作付が行われる予定です。

いまだに避難先から通いながら営農をしている農家の皆さんが多い状況ですが、営農組織を結成したり、コストや労働時間の削減が可能になる先進的な技術を取り入れたりするなど、それぞれの地区でさまざまな工夫が行われています。

今、町内各地では、すくすくと育った緑色の稲が風にたなびく様子が見られます。

なみえチャンネルでは、北幾世橋地区・苅宿地区・藤橋地区で行われた田植えの様子とともに、農家の皆さんへのインタビューを紹介していますので、ぜひご覧ください。

[なみえチャンネル (YouTube)]

◆北幾世橋地区 <https://youtu.be/KIOTOz9387Y>



◆苅宿地区 <https://youtu.be/Idfh9f420So>



◆藤橋地区 <https://youtu.be/sIG3t0UY9fw>





## 双葉町からのお知らせ

## 令和3年度 双葉町職員（社会人経験者）採用候補者試験受験案内

6月22日HP更新

受付期間	7月15日(水)～8月14日(金)
第1次試験日	9月20日(日) 午前9時～午後0時5分予定

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内（午前8時30分～午後5時15分）
- 郵送による申込書提出の場合は、8月12日(水)までの消印有効
- 申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課（2階事務室）にて交付します（全職種）。また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。郵送での請求方法は、「受験手続」を参照してください。

※ 申込書の提出先は、双葉町いわき事務所総務課です。郡山支所および埼玉支所では受け付けできませんのでご注意ください。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

## 試験職種と採用予定人員

職種	行政職	土木職	管理栄養士
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

## 受験資格

[共通]

民間企業などにおける職務経験を4年以上有する方または青年海外協力隊などにおける活動経験を2年以上有する方（学歴は問いません）

行政職	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
土木職	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
管理栄養士	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ※管理栄養士の資格を有する者または令和3年3月までに取得見込の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

1. 日本国籍を有しない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます

## 試験の方法および内容

### (1) 第1次試験

試験	職種	出題分野
社会人基礎試験 (筆記)	全職種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野</li> <li>・社会人の職務・職場への適応性に関する調査</li> <li>・公務員に求められる資質について性格特性をみる</li> <li>・職場に求められる対人関係に関する適応性をみる</li> </ul>

### (2) 第2次試験（全試験職種共通）

職種	試験内容
全職種	(ア) 論文試験 論理性、表現力をみる (イ) 口述試験 個別面接による人物評価 (ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出

## 試験の期日および場所

区分	期日	場所	合格発表
第1次試験	9月20日(日) 午前9時から午後0時5分予定	福島県自治会館 (※) (福島市中町8番2号)	11月上旬頃
第2次試験	日時・場所など詳細は、第1次試験合格者に通知します		第2次試験日から 30日以内の日

※ 受験者が多い場合、試験会場が変更となる場合があります。  
(試験会場が変更となる際は個別に連絡します)

## 合格者の採用

1. 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和3年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。(この採用候補者名簿の有効活用は原則として、1年間です)
2. 令和3年4月1日付けで採用された場合は、最低でも令和3年9月30日までの期間は条件附職員として、役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和3年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に役場職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

(注) 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

次ページへ続きます 

## 受験手続

### 1. 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「職員（社会人経験者）採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：240ミリ×332ミリ）を必ず同封し、双葉町いわき事務所総務課へ郵送してください。

※ 申込用紙は、町ホームページからもダウンロードすることができます。

※ 郡山支所および埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

### 2. 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「職員（社会人経験者）採用試験申込」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

#### 【添付書類】

○84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号：120ミリ×235ミリ）

○履歴書（市販のものでも可能）      ○誓約書

### 3. その他

(1) 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って、受験当日必ず持参してください。（受験票がない場合または受験票に写真が貼っていない場合は受験できません）

(2) 受験の際は「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。

(3) 会場には駐車場がありませんので、試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れはご遠慮願います。また家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

※福島県自治会館へは、JR福島駅から徒歩15分です。

#### 【申込書様式ほか】

▶ 職員採用試験申込書様式

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12358/01entry.pdf>



▶ 職員採用試験申込書様式（記入例）

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12358/ex0A.pdf>



▶ 誓約書

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12358/03oath.pdf>



次ページへ続きます 

**試験結果の開示**

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第17条の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、学生証、旅券など）を持参の上、受験者本人が直接、双葉町いわき事務所総務課へおいでください。

区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間
第2次試験	第2次試験受験者		

問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0246-84-5201

**桑折町災害公営住宅（桑折駅前団地）入居者の公募について**

6月18日HP更新

桑折町では、下記のとおり、災害公営住宅(桑折駅前団地)入居者の募集を行います。

**募集住宅（令和2年5月末時点）**

桑折町災害公営住宅(桑折駅前団地) 伊達郡桑折町字東段地内

- 一戸建て住宅 2種類
  - 木造2階建て 3LDK 7戸
  - 木造平屋建て 2LDK 2戸
  - ※ペット可（室内でのみ、2匹まで飼育可能）

交通	JR東北本線桑折駅 徒歩6分
幼稚園	桑折町立醸芳幼稚園 徒歩13分
小学校	桑折町立醸芳小学校 徒歩11分
中学校	桑折町立醸芳中学校 徒歩9分
交番	福島北警察署桑折分庁舎 徒歩7分
郵便局	桑折郵便局 徒歩10分
役所	桑折町役場 徒歩8分 (令和3年1月から徒歩2分)



次ページへ続きます 

**募集期間**

随時募集 ※先着順

**入居資格**

- (1) 避難指示を受けている居住制限者および避難指示が解除された区域の旧居住制限者  
(浪江町、飯館村、川俣町、南相馬市、葛尾村、双葉町、大熊町、田村市、川内村、富岡町、  
楢葉町)
- (2) 避難指示区域のほかに居住可能な住居（自己所有の住宅など）を有していないこと
- (3) 地方税の滞納がないこと
- (4) 入居申込者または同居者が暴力団員でないこと

**間取り図**

## ▶ 間取り図 1F 2階建

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/9708/1F-2.jpg>

## ▶ 間取り図 2F 2階建

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/9708/2F-2.jpg>

## ▶ 間取り図 平屋

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/9708/flat.jpg>**【問い合わせ・申込先】**

桑折町役場 分庁舎1階 まちづくり推進課（伊達郡桑折町字東大隅18番地）

**TEL 024-582-2124** （午前8時30分から午後5時まで 土日祝日を除く）**問い合わせ**

生活支援課

**TEL 0246-84-5419**



## 福島県からのお知らせ

### ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査の再開について

6月18日HP更新

福島県では、県内にホールボディーカウンター搭載車両を常駐させ、内部被ばく検査を希望する方が検査を受けられる体制を整備しています。

県で実施しているホールボディーカウンターによる内部被ばく検査については、県主催イベントなどの開催基準などに鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検査実施を見合わせていましたが、6月19日（金）から順次再開することとしましたのでお知らせします。

#### 再開（開始）する検査内容

##### (1) 県内で車両を常駐させ実施している6方部8カ所での検査

- ・福島市保健福祉センター
- ・郡山市保健所正面入口
- ・須賀川市保健センター駐車場
- ・白河市表郷保健センター駐車場
- ・会津若松市河東保健センター駐車場
- ・ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）駐車場
- ・浪江町役場駐車場
- ・福島県いわき合同庁舎駐車場

##### (2) 県外で車両を派遣して実施する検査

- ・東海村産業・情報プラザ

#### 検査を再開する時期

6月19日（金）から順次再開

#### その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下について協力をお願いします。

- (1) マスクの着用
- (2) 予約時間の厳守
- (3) 検査当日に体調不良などが見られる場合には、検査を控え、体調が回復してから検査を受けてください。

その他不明な点については、予約受付の際にお問い合わせください。

問い合わせ

県民健康調査課

TEL 024-521-8219

## 個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ご請求対象期間：2020年4月1日から2020年6月30日まで（原則3カ月単位）
- ご請求受付開始：2020年7月1日

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404 午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））  
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

### 交流ルームひばり通信

## お盆のお墓参り!! 一時帰宅について (南相馬市・浪江町)

三条市の協力を得て、お盆前の一時的帰宅を計画しました。  
避難者のみの一時帰宅です。定員4人(受け付け順)とさせていただきます。  
梅雨の時期を経て、家の中の湿気やカビ、家周りの伸びた草木も気になる方もいるかと思  
います。  
また、お墓参りなども可能です。ご相談いただければ対応させていただきます。

日時 **8月8日** 土

※片道利用もOKです。



行程 三条市出発 午前 5時頃  
(予定) 現地到着 午前10時頃  
\*自宅や目的地に送迎  
現地出発 午後 3時頃  
三条市到着 午後 9時頃

申込締切 **7月15日(水)正午**  
交流ルーム「ひばり」  
TEL **0256-33-8650**

## 6月・7月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				6/25	26	27
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
28	29	30	7/1	2	3	4
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
5	6	7	8	9	10	11
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

### 問い合わせ

#### 交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari\_sanjo\_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時  
水 午前10時～午後1時

#### ※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

### 連絡先

三条市役所 福祉課

TEL 0256-34-5405

### 三条市に避難している世帯数と人数(2020.6.24現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	3	4
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	29	70

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511